

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県廿日市市宮内一丁目3番7号

氏 名 株式会社 サヤミット  
代表取締役 八尾 康秀  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成30年 7月24日

許可の有効期限 令和 5年 7月23日

## 1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
新設	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H20. 9. 2	更新許可		
H25. 8. 9	更新許可		
H30. 8. 30	更新許可		

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考  
令和 2年 1月23日 社名変更により書換



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃容器包装、廃石膏ボード、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち廃容器包装、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）以下余白</p>